

長野県における成年後見制度利用促進に関する推進方針について

令和2年9月14日

1 目的

認知症や知的その他の精神上の障がいなどにより財産管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことが喫緊の課題となっているなか、2017（平成29）年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」では、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことが掲げられました。

また、令和元年度は成年後見制度利用促進基本計画の中間年度であったため、有識者により構成された「成年後見制度利用促進専門家会議」が開かれ、令和2年3月17日に「成年後見制度利用促進に係る中間検証報告書」が取りまとめられ、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等、体制整備の更なる推進が求められています。

こうしたことを踏まえ、成年後見制度の利用を促進していくため、基本的な考え方や取組の方向性等を取りまとめた方針を策定し、その更なる推進を図ること、またこれをもって地域における総合的な権利擁護体制の構築を進めていくことを目的とします。

2 推進方針

(1) 地域住民の総合的な権利擁護体制の構築

- ・認知症高齢者の増加、知的障がい者や精神障がい者の地域生活移行などに伴い、判断能力が不十分な方々への地域生活支援の充実が求められており、地域において、権利擁護に関する支援が必要な人にその手が届かないことがないように、県内全域において総合的な権利擁護体制の構築を目指します。
- ・権利擁護においては「自己決定権の尊重」が基本的な理念です。本人の意思を受け止め、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるよう支援していくことが必要です。また、判断能力が不十分であっても自らの意思を表示し、その意思が適切に行使され、日常生活自立支援事業、任意後見制度、法定後見制度、死後事務委任などを活用し、生前から死後まで切れ目なく本人の生活が擁護される体制の構築を支援します。

(2) 住民に身近な相談窓口の設置

- ・住み慣れた地域で生活していくうえでどこの市町村においても支援が必要な人が成年後見制度につながるよう、本人、家族、住民等が相談しやすい身近な相談窓口の設置を推進します。

(3) 広域での地域連携ネットワーク構築

- ・人口規模が小さい町村が多く、法律専門職や福祉支援者等の社会資源が点在する本県においては、単独市町村での地域連携ネットワーク構築が難しい状況も考えられるため、各市町村や地域の実情に応じて広域連携体制の構築を推進します。
- ・その際の留意点として(2)の住民に身近な相談窓口等、住民等の身近に必要な機能と広域で取り組むことが効果的な機能について機能分担していくことが必要です。(別紙イメージ図参照)

(4) 中核機関の機能整理と体制構築

- ・地域の権利擁護支援や成年後見制度利用促進機能の強化のため、必要とされる機能を整理するとともに、各地域の実情に応じて将来の目指すべき姿を見据えながら、特定の機関のみがその役割を担うのではなく、関係機関がそれぞれの役割を果たし、段階的に機能の拡充を図ることを推進します。

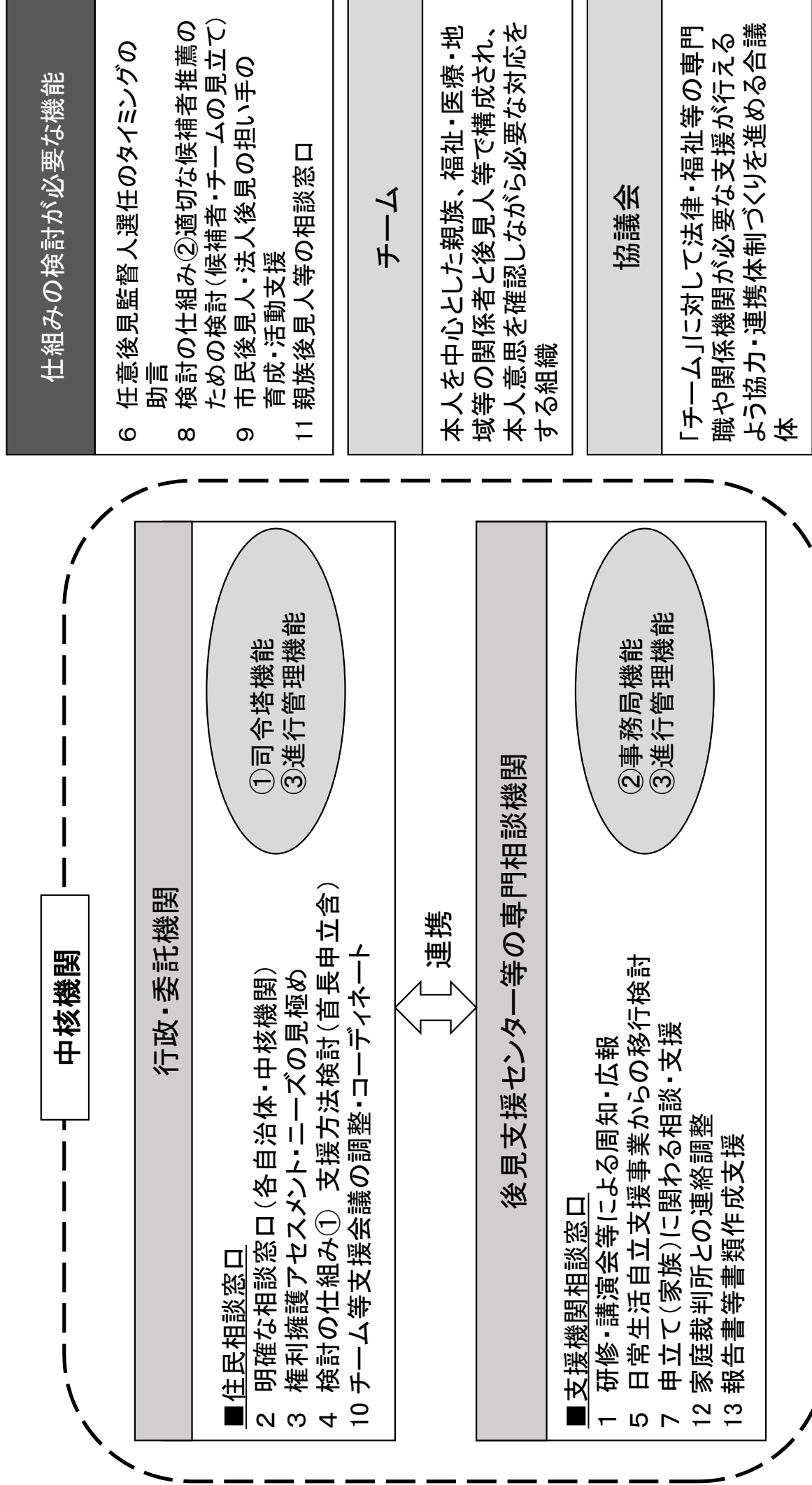
(5) 新たな担い手の確保

- ・成年後見制度利用促進による需要の高まりに対応するため、市民後見人の養成や法人による後見受任など新たな担い手の確保を推進します。
- ・法人後見については、「成年後見制度利用促進に係る中間検証報告書」にも記載があるとおり、地域における権利擁護支援の中心的な役割を担っている社会福祉協議会に対して法人後見への更なる取組みが期待されていることから、その体制づくりを推進します。

3 検討メンバー

- ・岡室 恭輔氏(長野県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり長野」運営委員)
- ・小林 雅希氏(長野県司法書士会 副会長)
- ・高野 哲浩氏(公益社団法人成年後見センターリーガルサポートながの支部長)
- ・萱津 公子氏(公益社団法人長野県社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあながの」センター長)
- ・長野県
- ・長野県社会福祉協議会
(オブザーバー)
- ・長野家庭裁判所

広域での中核機関の機能整理に関するイメージ



中核機関

行政・委託機関

- 住民相談窓口
- 2 明確な相談窓口(各自自治体・中核機関)
- 3 権利擁護アセスメント・ニーズの見極め
- 4 検討の仕組み① 支援方法検討(首長申立含)
- 10 チーム等支援会議の調整・コーディネート

- ①司令塔機能
- ③進行管理機能

連携

後見支援センター等の専門相談機関

- 支援機関相談窓口
- 1 研修・講演会等による周知・広報
- 5 日常生活自立支援事業からの移行検討
- 7 申立て(家族)に関わる相談・支援
- 12 家庭裁判所との連絡調整
- 13 報告書等書類作成支援

- ②事務局機能
- ③進行管理機能

仕組みの検討が必要な機能

- 6 任意後見監督人選任のタイミンの助言
- 8 検討の仕組み②適切な候補者推薦のための検討(候補者・チームの見立て)
- 9 市民後見人・法人後見の担い手の育成・活動支援
- 11 親族後見人等の相談窓口

チーム

本人を中心とした親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人等で構成され、本人意思を確認しながら必要な対応をする組織

協議会

「チーム」に対して法律・福祉等の専門職や関係機関が必要な支援が行えるよう協力・連携体制づくりを進める合議体

それぞれの具体的な業務イメージ1

具体的な業務イメージ

求められる機能


1	研修・講演会等による周知・広報	<ul style="list-style-type: none">・ 地域研修や会議等による制度の紹介や周知・ 本人向け、家族向け、支援者向け等の対象者を明らかにした周知・ 多様な機会や方法による広報周知の仕組みづくり
2	明確な相談窓口（各自治体・中核機関）	<ul style="list-style-type: none">・ 身近な地域で相談が受けられるような窓口の設置・明確化・ 身近な地域内で日常的に本人を支援するチームの形成
3	権利擁護アセスメント・ニーズの見極め	<ul style="list-style-type: none">・ 制度利用の検討や判断に必要な情報項目の整理と共有・ 本人の意思確認の仕組みの構築
4	検討の仕組み① 支援方法検討（首長申立含）	<ul style="list-style-type: none">・ 中核機関のコーディネートによる法律専門職や制度に詳しい専門職の会議参加・ 中核機関による支援検討の担保と制度利用の判断支援・ 継続的なモニタリングの実施と適切な時期で支援方針検討
5	日常生活自立支援事業からの移行検討	<ul style="list-style-type: none">・ 契約締結審査会と連携した支援方針の検討と判断
6	任意後見監督人選任のタイムインの助言	<ul style="list-style-type: none">・ 任意後見契約締結者へ適切な時期に支援が開始できるよう助言の実施

それぞれの具体的業務イメージ2

具体的な業務イメージ

	求められる機能	具体的な業務イメージ
7	申立て(家族)に関わる相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> 制度や申立人の役割の説明 書類の記入方法の説明や書類取り寄せ先の案内等、事務的な支援
8	検討の仕組み②適切な候補者推薦のための検討(候補者・チームの見立て)	<ul style="list-style-type: none"> 受任調整会議の実施 本人にふさわしい後見制度利用に向けた検討・専門職判断 家庭裁判所と適切な候補者選任のイメージの共有と適切な候補者の推薦 本人や親族申立時における候補者が本人にとって適しているかの確認
9	市民後見人・法人後見の担い手の育成や活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人や法人後見の担い手養成および活動の支援
10	チーム等支援会議の調整・コーディネート	<ul style="list-style-type: none"> 本人を支援するチーム体制の再編成 地域の生活支援機関等と連携し、本人の状態やチームの支援状況等のモニタリング 本人の状況変化に応じ、チームの構成や支援内容の変更の検討や判断、バックアップ
11	親族後見人等の相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 活動上の課題に対する相談
12	家庭裁判所との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> 家庭裁判所との情報共有
13	報告書等書類作成支援	<ul style="list-style-type: none"> 報告書類の記入方法の説明等、事務的な支援

中核機関の役割分担表

中核機関に求められている機能・役割		新規機能	主に機能を担う中核機関	
司令塔機能	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う。			
事務局機能	地域における「協議会」（権利擁護支援検討会含む）を運営する。			
進行管理機能	地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する。			
		広報・啓発 相談窓口	1 研修・講演会等による周知・広報	
			2 明確な相談窓口	
	①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断	アセスメント・支援検討	3 権利擁護アセスメント・ニーズの見極め	
			4 検討の仕組み① 支援方法検討(首長申立含)	
			5 日自支援事業等からの移行検討	
			6 任意後見監督人選任のタイミングの助言	
	②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断	成年後見制度利用促進	7 申立て(家族等)に係る相談・支援	
			8 検討の仕組み② 適切な候補者推薦のための検討	
			9 市民後見人・法人後見の担い手の育成や活動支援	
	③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断	後見人等への支援	10 チーム等支援会議コーディネート	
			11 親族後見人等への相談窓口	
			12 家庭裁判所との連絡調整	
13 報告書類等作成支援				

成年後見制度利用促進戦略会議設置要綱

(目的)

第 1 条 地域における判断能力が不十分な人々が地域で安心した暮らしを支える総合的な権利擁護体制を長野県内においてあまねく構築することを目的として検討を行う。

(設置)

第 2 条 前条の目的を達成するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく成年後見制度の利用の促進に関し、関係者間の情報共有および課題の検討を図ることを目的に、成年後見制度利用促進戦略会議（以下「会議」という。）を置く。

(機能)

第 3 条 会議は前条の目的を達成するため次に掲げる事項の検討を行う。

- (1) 長野県内における成年後見制度の利用促進に関すること
- (2) 中核機関の設置に関すること
- (3) 地域連携ネットワークの構築に関すること
- (4) その他、必要な事項

(構成団体)

第 4 条 会議の構成団体は以下の団体とする。

- (1) 長野県弁護士会
- (2) 長野県司法書士会
- (3) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの
- (4) 公益社団法人長野県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあながの
- (5) 長野県
- (6) 社会福祉法人長野県社会福祉協議会

(会議)

第 5 条 会議は、長野県社会福祉協議会会長が招集する。

- 2 必要があると認めるときは、構成団体以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第 6 条 会議の事務局は、長野県社会福祉協議会内に置く。

- 2 事務局は、会議の運営が円滑に行われることを目的に、必要に応じて情報収集、調査等を依頼あるいは直接行うこととする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月19日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

長野県成年後見制度利用促進戦略会議 検討メンバー名簿

No.	氏名	所属
1	岡室 恭輔	長野県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり長野」運営委員
2	小林 雅希	長野県司法書士会 副会長
3	高野 哲浩	公益社団法人成年後見センター リーガルサポートながの 支部長
4	菅津 公子	公益社団法人長野県社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあながの」センター長

長野県	山崎 敏彦	長野県健康福祉部地域福祉課 課長
	徳武 義幸	長野県健康福祉部地域福祉課 企画幹兼課長補佐
	岩崎 明弘	長野県健康福祉部地域福祉課 推進員

オブザーバー	山本 恭子	長野県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり長野」
		長野家庭裁判所

事務局	吉沢 光規	社会福祉法人長野県社会福祉協議会相談事業部 部長
	中島 将	社会福祉法人長野県社会福祉協議会相談事業部あんしん創造グループ 企画員
	佐藤 麻衣	社会福祉法人長野県社会福祉協議会相談事業部あんしん創造グループ 主任
	平塚 直也	社会福祉法人長野県社会福祉協議会相談事業部あんしん創造グループ 主任